

会津若松

市政だより

臨時号

7月5日発行

No. 273-1968

し尿汲取り
委託業務特集

この臨時号は市衛生課が編集しました

し尿汲取りが委託業務となり料金が変わります

人頭割制とは

家族人数割によって料金を計算し、これに世帯割20円を加算して料金を支払う方法です。

8月1日から人頭割制と従量制に

市では汲取り方法の改善について、根本的に検討するため、会津若松市汲取り事業促進委員会にはかり審議をすすめて参りました。この委員会から答申を得ましたので、市ではこの答申を尊重しながら、より良い汲取り方法と適正な料金とに重点を置き、さらに検討を加え次のように実施することになりました。

従量制とは

従来と同じ方法で、汲取りを必要に応じて依頼し、汲取り量によって料金を支払う方法です。

人頭割制の特徴

- 事前にその月分の料金を各人が計算でき安心である。
- 毎月1回定期的に片押しで汲取る。
- 電話などの申込みがいらぬ。
- サービスについての不満がなくなる。

などですっきりとなります。

実施にともなって、市はさらに円滑に行なわれるよう常に委託業者を指導、監督してゆきますが、今後とも市民の皆様のご協力をお願いいたします。

実施要項

人頭割制と従量制との区分

◇特殊な場合の料金(人頭割制及び従量制の場合とも)
汲取り口から車道までのホースの長さが45メートルを越える場合は、1回汲取るごとに60円を加算になります。

◇冬期料金 (人頭割制及び従量制の場合とも) 冬期料金の期間は12月1日から翌年2月末日までの3ヵ月

汲取り料金の支払い

8月1日からの料金は汲取りの際、作業員などに直接支払わないでください。別途に市から2・3日後料金を戴きに参ります。

○留守のときは、隣家へ頼んで置いてください。

